

令和4年4月16日

## 関西サイクルスポーツセンター 発行の 「さいくるカード」払い戻し手続きについて

平素は、格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、当センターが過去に発行を終了しておりますプリペイドカード「さいくるカード」につきまして、現在まで「のりもの回数券」への引き換えを行っていましたが、この度、令和4年9月30日（金）をもって終了させていただくことになりました。

つきましては、「さいくるカード」をまだお持ちのお客様は、下記の通り、払い戻し（のりもの回数券との交換）をさせていただきますので、受付期間内にお申し出いただきたく存じます。

なお、受付期間内にお申し出されない場合、本払い戻し手続きから除斥されますので、期間内にお手続きいただきますようお願い申し上げます。

お客様には大変お手数をお掛け致しますが、ご理解・ご協力のほど宜しくお願い致します。

### 【対象となるプリペイドカードの名称及び券額面】

当センター発行の名称「さいくるカード」

### 【払い戻し実施者】

関西サイクルスポーツセンター

### 【払い戻し申出期間】

令和4年6月1日（水）から令和4年9月30日（金）まで

### 【払い戻しの申出方法】

上記の受付期間内に、正面ゲートのチケット販売窓口「さいくるカード」をご持参のうえ、お申し出ください。

### 【払い戻しの方法】

券額面の半額相当分の金額を「のりもの回数券（100円綴りの金券）」にて払い戻しさせていただきます。但し、券額面について、既に使用されている場合は、残金額の半額相当分の精算となります。なお、払い戻し後の「のりもの回数券」の有効期限は一律、令和5年9月30日（土）とさせていただきます。

### 【お問い合わせ先】

関西サイクルスポーツセンター 営業企画部 「のりもの回数券」交換窓口

大阪府河内長野市天野町1304

電話番号 0721-54-3101

（上記払い戻し受付は当センターの営業時間帯のみ）

以上